

代用有価証券の種類と価格に関する表

平成24年1月30日

株式会社日本証券クリアリング機構

1 本表利用にあたっての留意点

- ・ 本表は、『取引証拠金等に関する規則』における別表「代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表」を簡略化したものです。より詳細な規定につきましては、本規則をご参照ください。
- ・ 本表に記載されている代用有価証券の種類及びその掛目は、清算参加者が当社に預託する証拠金（取引証拠金）に対して適用されます。顧客が証券会社等に差し入れる証拠金（委託証拠金）に対しては、当該掛目を超えない範囲で各証券会社等が独自に設定するものとなっております。
- ・ 当社の許可なく本表の改変、再配布等を行うことは固くお断りいたします。

2 代用価格

- ・ 代用有価証券の価格（代用価格）は、代用有価証券を差し入れ又は預託する日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）における時価に当社の定める率を乗じた額となります。
- ・ ただし、相場環境の急変等によって当社が特に必要があると認めた場合には、代用価格を変更することがあります。

3 代用有価証券の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとなっております。

有価証券の種類	時価	掛目
国債証券（日本国債）	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	(1) 国債証券（変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。） a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の95 f 残存期間30年超のもの 100分の95 (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の98 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の96 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96
	売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所における最終価格
		(3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の98 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の96 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92

アメリカ合衆国財務省証券（米国債）		ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の85 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の85 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の85 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の84 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の83
地方債証券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の98 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の96 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の94
	売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所における最終価格	
社債券等（注）	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の97 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の95 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 (6) 残存期間30年超のもの 100分の93
	売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所における最終価格	
転換社債型新株予約権付社債券（CB）	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所における最終価格	100分の80
株券	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所における最終価格	100分の70
投資信託の受益証券	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所における最終価格	
投資証券（REIT等）	社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	当該時価	

（注）社債券等については、適格格付機関（金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいう。）から取得している格付が全てA格相当以上であるものとします。